

令和 7 年 業種別労働災害発生状況

(令和 7 年4月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和 7 年			令和 6 年			対 前 年		業種 割合 (%)	令和 6 年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全 産 業 合 計		22	22		32	32	- 10	- 31.3	100.0	2	98	100
除 く 鉱 業 計		22	22		32	32	- 10	- 31.3	100.0	2	98	100
製 造 業		4	4		4	4	±0	0.0	18.2	1	14	15
食 料 品		3	3		4	4	- 1	- 25.0	13.6	1	9	10
木 材 木 製 品											2	2
紙 ・ パ ル プ												
窯 業 ・ 土 石											1	1
金 属 ・ 機 械												
そ の 他		1	1				1		4.5		2	2
鉱 業												
土 石 採 取 業					1	1	- 1	- 100.0			1	1
建 設 業		4	4		3	3	1	33.3	18.2		19	19
土 木 工 事 業		1	1		1	1	±0	0.0	4.5		6	6
建 築 工 事 業		3	3		1	1	2	200.0	13.6		6	6
木 造 建 築 業											4	4
設 備 工 事 業					1	1	- 1	- 100.0			3	3
道路貨物運送業					1	1	- 1	- 100.0			6	6
その他の運輸業		2	2		1	1	1	100.0	9.1		1	1
貨 物 取 扱 業												
林 業											1	1
漁 業		4	4		2	2	2	100.0	18.2		12	12
商 業		2	2		5	5	- 3	- 60.0	9.1		9	9
清 掃 業		2	2		1	1	1	100.0	9.1		6	6
畜 産 業		2	2		1	1	1	100.0	9.1	1	3	4
社会福祉施設					9	9	- 9	- 100.0			15	15
その他の事業		2	2		4	4	- 2	- 50.0	9.1		11	11

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和 7 年 死亡労働災害発生状況

(令和 7 年4月末)

稚内労働基準監督署

No.	発 生 月	時 刻	業種	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1					なし	

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

業種別・事故の型別労働災害発生状況

(令和7年4月末)

稚内労働基準監督署

業 種 事故の型		製	食	木	紙	窯	金	そ	鉱	土	建	土	木	建	木	設	道	そ	貨	林	漁	商	清	畜	社	そ	全
		造	料	材	・	業	属	の	業	石	設	工	建	工	造	備	路	の	物	業	業	業	掃	産	会	の	産
事故の型		業	品	品	パ	・	機	他	業	採	業	事	事	業	業	業	業	業	取	業	業	業	業	業	業	業	業
		業	品	品	ル	石	械		業	取	業	業	業	業	業	業	業	業	取	業	業	業	業	業	業	業	業
1	墜落・転落	1						1			1		1									1	1				4
20	2m以上からの	1						1			1		1														2
21	2m未満からの																					1	1				2
2	転倒																	1				1	1	1			4
22	滑り																	1				1	1	1			4
23	つまづき																										
24	踏み外し																										
25	もつれ等																										
26	その他の転倒																										
3	激突																				1						1
4	飛来・落下	1	1								1		1														2
5	崩壊・倒壊										1		1														1
6	激突され																							1			1
7	巻き込まれ・はさまれ																	1			2						3
8	切れ・こすれ	1	1																								1
9	踏抜き																										
10	おぼれ																										
11	高温・低温の物との接触	1	1																								1
12	有害物との接触																										
13	感電																										
14	爆発																										
15	破裂																										
16	火災																										
17	交通事故(道路)																									1	1
18	交通事故(その他)										1	1															1
19	動作の反動・無理な動作																				1					1	2
27	腰痛																										
28	転倒もどき																										
29	その他の動作の反動																				1					1	2
90	その他																										
99	分類不能																										
合	計	4	3					1			4	1	3					2			4	2	2	2		2	22

事故の型別・起因物別労働災害発生状況

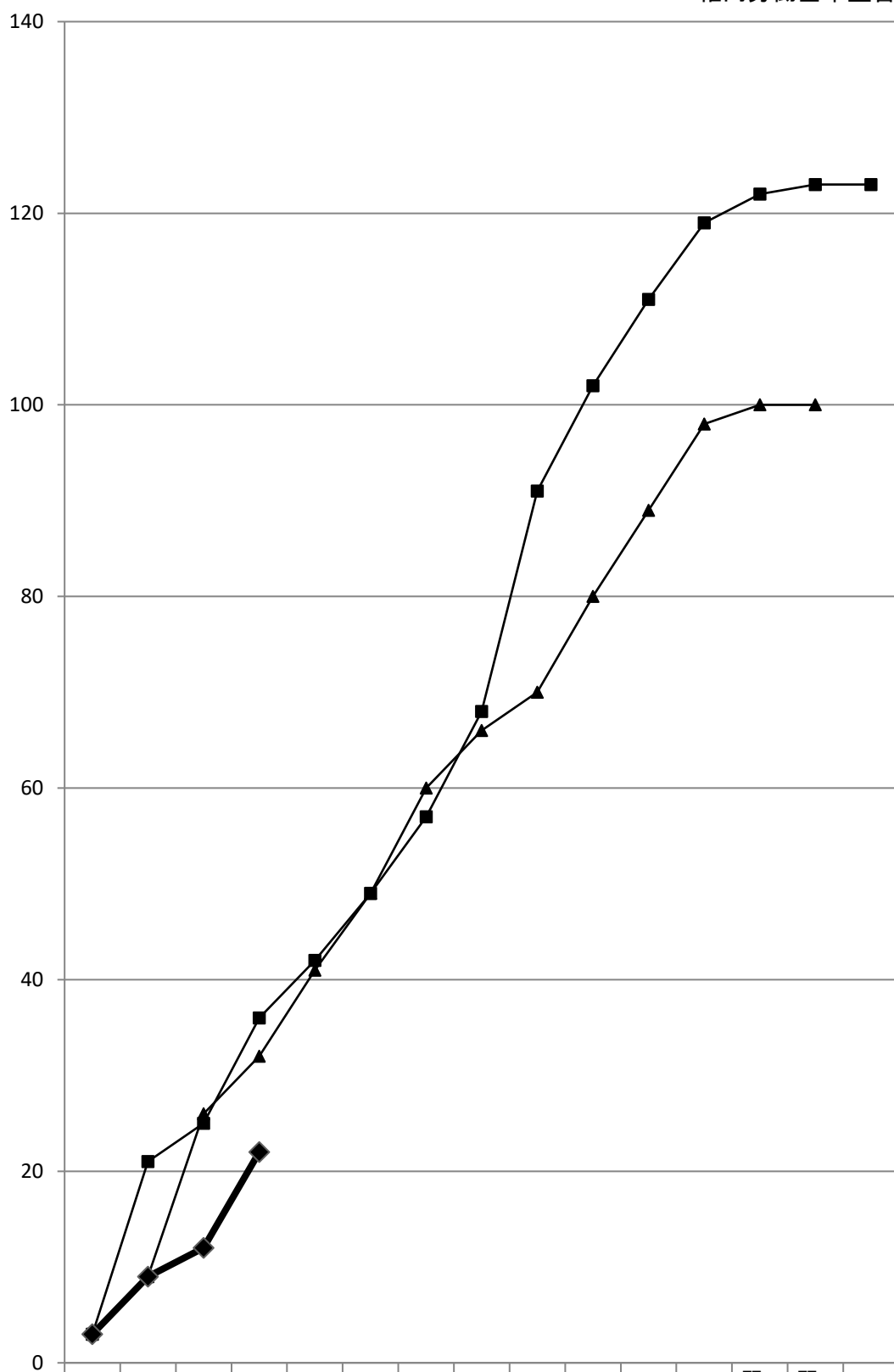
(令和7年4月末)

稚内労働基準監督署

起因物		11	12	13	14	15	16	17	18	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	42	51	52	61	71	91	92	99	合	
		原 動 機	力 伝 導 機	木 材 加 工 機 械	建 設 用 等 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	食 品 加 工 用 機 械	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機 械	乗 物	圧 力 容 器	化 学 容 器	溶 接 装 置 等	炉 窯 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 設 備	仮 設 物・建 築 物・構 築 物 等	床 面 ・ 通 路	危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料	荷 等	自 然 環 境 等	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	分 類 不 能		
事故の型																															計
1	墜落・転落						1				1										2									4	
20	2m以上からの																				2									2	
21	2m未満からの						1				1																			2	
2	転倒																					4								4	
22	滑り																					4								4	
23	つまづき																														
24	踏み外し																														
25	もつれ等																														
26	その他の転倒																														
3	激突											1																		1	
4	飛来・落下									1														1						2	
5	崩壊・倒壊																	1												1	
6	激突され																									1				1	
7	巻き込まれ・はさまれ		1																2											3	
8	切れ・こすれ																	1												1	
9	踏抜き																														
10	おぼれ																														
11	高温・低温の物との接触																									1				1	
12	有害物との接触																														
13	感電																														
14	爆発																														
15	破裂																														
16	火災																														
17	交通事故(道路)											1																		1	
18	交通事故(その他)											1																		1	
19	動作の反動・無理な動作																	1	1											2	
27	腰痛																														
28	転倒もどき																														
29	その他の動作の反動																	1	1											2	
90	その他																														
99	分類不能																														
合計			1				1			1	1	3						3	3		2	4			1	2				22	

令和5年～令和7年労働災害発生状況(全産業・累計)

稚内労働基準監督署

[illegible]

<令和7年労働災害件数は昨年と比較し減少>

1 労働災害発生状況

令和7年4月に確認した労働災害件数は10件でした。うち休業1か月以上の労働災害6件でした。これで令和7年の労働災害発生状況は22件(前年同期比-10件)となりました。今月把握したものだけで20代の労働災害件数は3件、40代の労働災害件数は5件、50代の労働災害件数は2件増加しており、若手・中堅世代の災害が多発しました。災害発生の原因として作業手順を遵守せず不安全作業により発生したものも散見されます。今一度、事業場内における作業手順の徹底について周知・教育をお願いいたします。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※抜粋

【製造業】

・作業が終わり前掛けを洗浄するため、お湯をバケツで汲み、前掛けを着用したままお湯をかけたところ、右ひざからふくらはぎにお湯がかかり火傷したものの。(20代女性、1週間)

・狭隘な箇所で機械装置の点検作業中、点検作業床の開口部から7～8mほど落下し、全身に打撲傷を負ったもの(20代男性、4日以上)

【漁業】

・ホタテ桁びき網の作業に従事中、魚倉から出ようとして前のめりになり甲板に左手をついたところ、痛みが走り、指を骨折したものの。(20代男性、2週間)

・ホタテの玉つけ作業中、ロープを巻いたローラーとロープの間に指を挟まれ、左手指を骨折したものの。(40代男性、3か月)

【建設業】

・建屋の解体作業中、解体した部材を解体建屋2階部分から降ろすとき、部材の金具が服に引っかかり2.5m墜落したものの。(50代男性、2か月)

3 稚内署からのお知らせ

○職場における熱中症対策の強化について(令和7年6月1日施行)

熱中症における重篤化を防止するため、労働安全衛生規則に罰則付きの法令が追加され、令和7年6月1日から施行されます。この改正により、以下の措置が事業者者に義務付けられます。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業中」

②「熱中症の恐れのある作業中を見つけた者」

がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体のコリ

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。

※「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

・WBGT値(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれること。

詳細につきましては下記のQRのパンフレットをご参照ください。

製造業	3 件	
建設業	1 件	
道路貨物運送業	件	
林業	件	
その他の事業	6 件	(小売業1、漁業4、ビルメンテナンス業1)
計	10 件	



「職場における熱中症
対策の強化について」

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)